

青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項)</u></p> <p><u>第8条 条例第11条の5第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、犯罪による被害を受け、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあること。</u></p> <p><u>(2) 保護者が青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第15条ただし書に規定する申出をする場合にあつては携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書に規定する申出をする場合にあつては携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、条例第11条の5第2項に規定する書面等を提出しなければならないこと。</u></p> <p><u>(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等)</u></p> <p><u>第9条 条例第11条の5第2項の規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由（青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をする場合にあつては、第3条に掲げる理由に限る。）とする。</u></p> <p><u>(1) その保護する青少年が就労している場合において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより、当該青少年の業務に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>(2) その保護する青少年が心身に障がいを有し、又は疾病にかかっている場合において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより、当該青少年の日常生活に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>(3) 保護者が、その保護する青少年の携帯電話端末等からのインターネットの利用の状況を適切に把握すること等により、当該青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないようにすること。</u></p> <p><u>2 条例第11条の5第2項に規定する書面等に記載し、又は記録する事項は、次に掲げる事項と</u></p>

する。

(1) 申出年月日

(2) 保護者の氏名、住所及び連絡先

(3) 前項に規定する正当な理由

(公表の方法)

第10条 条例第11条の5第5項の規定による公表は、山形県公報への登載、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 勧告の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(多数の青少年が利用する施設)

(多数の青少年が利用する施設)

第8条 一略一

(身分証明書)

第11条 一略一

(身分証明書)

第9条 一略一

第12条 一略一